

議案第100号

インボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

インボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

インボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(芽室町上水道事業条例の一部改正)

第1条 芽室町上水道事業条例(昭和41年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第49条第1項に次の1号を加える。

(4) 諸証明の交付 1件につき200円

(芽室町簡易水道給水条例の一部改正)

第2条 芽室町簡易水道給水条例(昭和42年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項に次の1号を加える。

(3) 諸証明の交付 1件につき200円

(芽室町公共下水道条例の一部改正)

第3条 芽室町公共下水道条例(昭和49年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 諸証明の交付 1件につき200円

(芽室町集落排水施設管理条例の一部改正)

第4条 芽室町集落排水施設管理条例(昭和53年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

(手数料の徴収)

第4条の2 町は、次の各号の事務について、当該各号に定める手数料を徴収する。

(1) 排水設備工事検査手数料 1件につき2,000円

(2) 諸証明の交付 1件につき200円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

(芽室町個別排水処理施設管理条例の一部改正)

第5条 芽室町個別排水処理施設管理条例(平成6年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の2を次のように改める。

(手数料の徴収)

第4条の2 町は、次の各号の事務について、当該各号に定める手数料を徴収する。

(1) 排水設備工事検査手数料 1件につき2,000円

(2) 諸証明の交付 1件につき200円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

令和5年10月からのインボイス制度導入に伴い、納付証明書交付事務に係る手数料を定めるため、関係条例の改正をしようとするものであります。

インボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(芽室町上水道事業条例の一部改正) (手数料) 第49条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 諸証明の交付 1件につき200円</u> 2 一略一</p> <p>(芽室町簡易水道給水条例の一部改正) (手数料) 第26条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。 (1)と(2) 一略一 <u>(3) 諸証明の交付 1件につき200円</u></p> <p>(芽室町公共下水道条例の一部改正) (手数料の徴収) 第30条の2 町は、次の各号の事務について、当該各号に定める手数料を徴収する。 (1)と(2) 一略一 <u>(3) 諸証明の交付 1件につき200円</u> 2と3 一略一</p>	<p>(手数料) 第49条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。 (1)～(3) 一略一 2 一略一</p> <p>(手数料) 第26条 手数料は、次の各号により申込者から徴収する。 (1)と(2) 一略一</p> <p>(手数料の徴収) 第30条の2 町は、次の各号の事務について、当該各号に定める手数料を徴収する。 (1)と(2) 一略一 2と3 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(芽室町集落排水施設管理条例の一部改正) <u>(手数料の徴収)</u> <u>第4条の2 町は、次の各号の事務について、当該各号に定める手数料を徴収する。</u> <u>(1) 排水設備工事検査手数料 1件につき2,000円</u> <u>(2) 諸証明の交付 1件につき200円</u> <u>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</u> <u>3 既納の手数料は、返還しない。</u></p> <p>(芽室町個別排水処理施設管理条例の一部改正) <u>(手数料の徴収)</u> <u>第4条の2 町は、次の各号の事務について、当該各号に定める手数料を徴収する。</u> <u>(1) 排水設備工事検査手数料 1件につき2,000円</u> <u>(2) 諸証明の交付 1件につき200円</u> <u>2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。</u> <u>3 既納の手数料は、返還しない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(手数料の徴収)</u> <u>第4条の2 町長は、前条第3項に規定する検査を行ったときは、当該検査の届出をした者から、1件につき2,000円の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>(手数料の徴収)</u> <u>第4条の2 町長は、前条第3項に規定する検査を行ったときは、当該検査の届出をした者から、1件につき2,000円の手数料を徴収する。</u></p>